

歴史的建造物群の保存政策とその利活用の比較について 奈良と西安を事例として

魏 小娥

(京都芸術大学)

博士(総合政策)

専門社会調査士

目次

- 自己紹介
- 保存制度の概要
- 民家と保存政策
- 利活用の概要
- 事例
 - ①日本・町家(奈良今井町)
 - ②中国・四合院(西安・党家村)
- まとめ

プロフィール



2003年～来日



2005年～2019年 関西学院大学



2013年 奈良町資料館



2011年～今井町
2016年～奈良県
フィールドワーク



2017年～京都芸術大学
(旧名: 京都造形芸術大学)



奈良町資料館にて現地学習

問題意識

- 歴史的建造物への制度がどのように芽生え、生まれてきたかという背景が国の保全の在り方とその特色が実際の町並みの現状に反映されている。様々の保存手法の検証と実践においては、多く議論されている。または、歴史的建造物における空き家問題をどう対処していくものも多く見られる。こうした問題に対して歴史的建造物の利活用が求められている。さらに、今後歴史的建造物をどう扱うか議論が必要であると考えられる。
 - 日本では、1970年代経済高度成長の中で、「開発か保存か」という二者択一を迫る世論が影響力をもったこと、歴史的建造物群・町並みが次第に貴重な資産となりつつある。
 - 中国では、1970年後半から1990年代までは経済を優先し、都市開発が進まれた結果、多くの歴史的建造物が失われてしまった。また、農村地域では、開発による影響を受けなかったが、人為的破壊行為が行われた結果、多くの歴史的建造物も失われつつある。

有形文化

建造物の保存をめぐる法制度

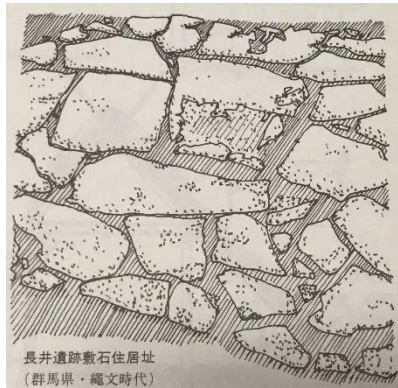
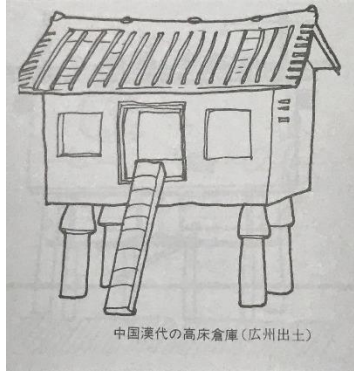
風致地区・1919年の都市計画法制定の際、第10条「都市計画地区内においては市街地建造物法による地域及び地区の外土地の状況により必要と認めるときは風致また風紀の維持のため特に地区を指定することができる」として定められる。

| 年代 | 背景 | 法制度 | 例 |
|-------|----------------------|---------------|----------|
| 1950年 | 戦後の社会的混乱 | 文化財保護法 | 神社、寺院 |
| 1966年 | 急速な経済発展 宅地開発、景観問題 | 古都保存法 | 京都、奈良、鎌倉 |
| 1975年 | 集落の保存と開発 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 集落、村 |
| 1996年 | 対象とならなかった歴史的建造物 | 登録文化財 | 近代建築 |

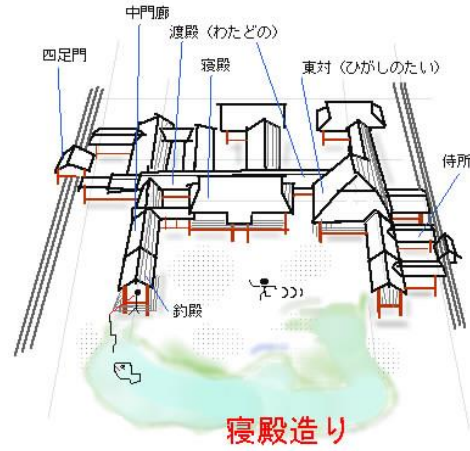
文化財登録の件数

| 項目 | 神社 | 寺院 | 城郭 | 住宅 | 宗教 | 民家 |
|-------|-----|-----|----|-----------------|----|-----|
| 国宝 | 39件 | 155 | 9 | 14 文化施設・官庁(51) | 0 | 0 |
| 重要文化財 | 552 | 713 | 44 | 92 産業・交通・土木(75) | 29 | 352 |

民家



竪穴住宅・高床建物・平地



支配階層の住宅

書院造

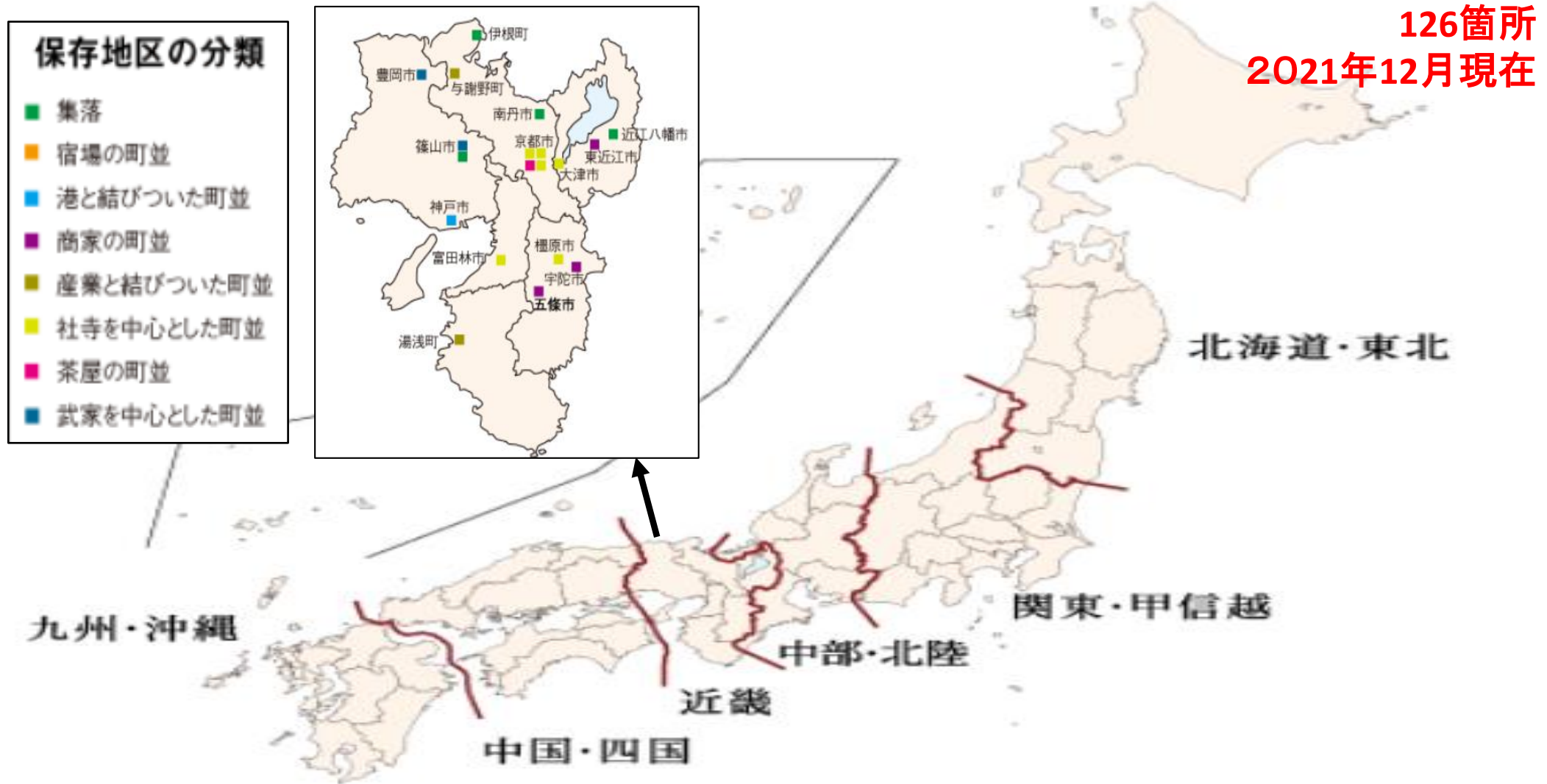


現代の住宅

用語について

- 保存：点としての保存、面としての保存の二つに区分されている。
- 町家の利活用とは単体の町家のみならず、町家によって構成される歴史的町並みも従来の利用と新たな利用によってその付加価値を示すことができる意味を指す。

重要伝統的建造物群保存地区



研究背景と目的

- 重要伝統的建造物群保存地区が制度化されて以来、7箇所から2022年1月現在126箇所が重伝建地区に選定されている。日本全国の町家調査と近年の重伝建地区の現状を併せてみると、奈良県、和歌山県、大阪、金沢などの多くの町家群が重伝建地区として選定されていることが明らかになった。
- 重伝建地区に関する研究は、主に歴史的景観の保存・形成の地区選定の現状と変化、修景実態、制度の実施策から論じたもの、とくに歴史的建造物の保存と整備に論じたものが多くみられる。また、町家の再生に関する研究は、町家再生の内容と再生手法における現代的意義、京町家の現状調査、空き町家に関するNPO法人の取り組みに関するものもみられる
- 今井町を事例として町家を教育、イベント、交流の場としての実態を調査し、その利活用手法を検証する一連の報告である。（2015・2博士論文）

今井町



今井町は、奈良県橿原市の中心部に位置しており、近鉄橿原線八木西口から徒歩約5分、JR桜井線畝傍駅から約10分というアクセスが便利な場所にある。また、近隣からの交通の便も良い位置にある。国道24号・165号・169号と道路網も整備され、大阪からは30～40分、京都からは約1時間、関西国際空港からは約1時間である。地区内では、今西家をはじめ、豊田家、河合家、中橋家などの8件の重要文化財とその周辺の町家504件によって構成される地区である。また、称念寺、順明寺、などの寺が点在する寺内町でもある。今井町の東側に飛鳥川が流れている。市の周辺は、三山（畝傍山：標高199m耳成山：139m香具山：152m）がそびえ、その中央には約1300年前に日本初の都の藤原宮跡がある。

今井町町家の保存整備の変遷

| 調査年度 | 調査目的 | 保存計画の内容 | 結果 |
|---------------------|--|---|---|
| 1955年 | 民家が文化財指定の基準を作成する目的の一つとして、調査を実施する | 重要文化財として指定する | 民家8件が国の重要文化財に指定される |
| 1964年 ～ 1967年 | 調査範囲を全町内にまで広め、面的な保存を考慮に加えた調査を実施する | 生活空間を含む場合の保存、今井町の記録的保存を図る | 住民の保存意識と保存方式の検討 町並みの景観保存技法の検討 |
| 1977年 ～ 1980年 | 伝統的な都市型の町並みについて歴史的環境保存整備計画の策定調査を行う際、モデルケースとして今井町を選定する | 旧環濠内の保全整備計画の策定を行う 歴史的環境の保存を図りつつ、近代に適した生活環境整備計画の策定 | 保存修景・環境整備計画策定の作業を行う 歴史的環境市街地保存整備計画とその実現方法の検討 |
| 1977年 ～ 1978年 | これまでの調査における保全整備方針を受け、今井町の都市計画道路問題の解決を目指し、建設所都市局街路課所管の「歴史的地区環境整備街路事業」による街路整備事業の実施、今井町全体の保全と整備を具体化していく | 整備計画及び歴史的地区環境整備街路事業の検討 | 今井町整備計画の検討 都市計画道路の変更の検討 公園緑地計画、下水道計画の検討 |
| 1992年 ～ 1993年 | 「重伝地区」の指定に伴う制度的、技術的検討を行い、この地区に対する緩和条例の原案づくりを行う | 「避難」「防災」「通行」という視点から現況を分析し、緩和に対する代替措置の検討 | 旧環濠道路である都市計画道路の整備、周辺での駐車場整備が提案された |
| 2009年 | 長屋借家の現状、文化財的価値を明らかにし、その保存と活用のための諸問題を整理する。対応策を検討する、保存計画や補助金交付の基準など、伝統的建造物群保存地区保護施策の充実を図る | 地区の特性の重要な構成要素である借家の位置づけを明確にする、現状にあった修理基準を設ける、修理にかかる経費の圧縮の検討 | 長屋の文化財的価値が確認された |



図2 都市計画道路の変更前と変更後

①空き町家の利活用

☆NPO法人今井が2006年度から2011年度までの6年間30回弱の「今井まちあるき」を開催し、個別相談に応じて町家を貸したい人と借りたい人に橋渡しのサービスを提供した。その結果28件の空き町家が利活用ができた。
 ☆市が2件空き町家を購入し、まちづくり施設と見学施設として利用している。

合計：30件の空き町家が利活用できた。

• 空き町家の促進⇒NPO法人の設立

所有形態

借家・賃貸・持ち家・市が所有

| 町家番号 | 年齢 | 利用人数 | 利用形態 | 所有形態 | 町家形態 |
|------|-----|------|----------|--------|------|
| 1 | 30代 | 3 | 住居 | 借家 | 一軒屋 |
| 2 | 60代 | 2 | 住居 | 借家 | 一軒屋 |
| 3 | 30代 | 2 | 住居 | 借家 | 一軒屋 |
| 4 | 60代 | 3 | 倉庫 | 持家(購入) | 一軒屋 |
| 5 | 50代 | 2 | 住居 | 持家(購入) | 一軒屋 |
| 6 | 30代 | 1 | 住居 | 借家 | 一軒屋 |
| 7 | 60代 | 1 | 住居 | 借家 | 一軒屋 |
| 8 | 20代 | 2 | 住居 | 借家 | 長屋 |
| 9 | 60代 | 4 | 店舗 | 借家 | 一軒屋 |
| 10 | 40代 | 1 | 住居 | 借家 | 長屋 |
| 11 | / | 複数 | 福祉施設 | 借家 | 長屋 |
| 12 | 50代 | 3 | 住居兼店舗 | 借家 | 一軒屋 |
| 13 | 50代 | 3 | 住居 | 借家 | 一軒屋 |
| 14 | 40代 | 1 | 店舗 | 借家 | 長屋 |
| 15 | 40代 | 1 | 店舗 | 借家 | 長屋 |
| 16 | / | 複数 | 体験施設 | 借家 | 一軒屋 |
| 17 | 40代 | 2 | 住居兼事務室 | 借家 | 長屋 |
| 18 | 50代 | 1 | 住居 | 借家 | 長屋 |
| 19 | 50代 | 2 | 店舗 | 借家 | 一軒屋 |
| 20 | 30代 | 2 | 店舗 | 借家 | 一軒屋 |
| 21 | 30代 | 2 | 住居兼事務室 | 借家 | 一軒屋 |
| 22 | 50代 | 1 | 店舗 | 持家(購入) | 一軒屋 |
| 23 | 20代 | 2 | 店舗 | 借家 | 一軒屋 |
| 24 | 40代 | 1 | 店舗 | 借家 | 長屋 |
| 25 | 30代 | 3 | 事務所 | 賃貸 | 長屋 |
| 26 | 40代 | 2 | 店舗 | 賃貸 | 一軒屋 |
| 27 | 20代 | 3 | 住居 | 賃貸 | 一軒屋 |
| 28 | 60代 | 2 | 事務所 | 持家(購入) | 一軒屋 |
| 29 | / | 複数 | 町づくり活動施設 | 市所有★ | 一軒屋 |
| 30 | / | 複数 | 見学・体験施設 | 市所有★ | 一軒屋 |

★市所有・榎原市が空き町家を購入した

② イベント

| 名称 | 開催時期 | 開始年 | 主催者 | 備考 |
|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|
| 防災フェスティバル | 3月第1・日曜 | 2002年 | 今井町防災会 | |
| 今井町並み散歩 | 5月第3・土日 | 1996年 | 今井町町並み保存会 | 一部が復活したもの |
| 行者まつり | 7月7日 | 昔から | 行者講 | 既存行事 |
| 大神宮 | 7月16日 | 昔から | 町内会 | 既存行事 |
| 地藏尊 | 7月23日、24日 | 昔から | 町内会 | 既存行事 |
| 今井灯火会 | 8月第1・日曜 | 2008年 | 今井町町並み保存会 | 新規イベント |
| 秋祭り・だんじり | 10月第3・日曜 | 1998年 | 自治会・町内会 | 復活したもの |



③町並み教育

- 小学校の総合学習の時間
- アートイベントと町家



④地域施設と交流

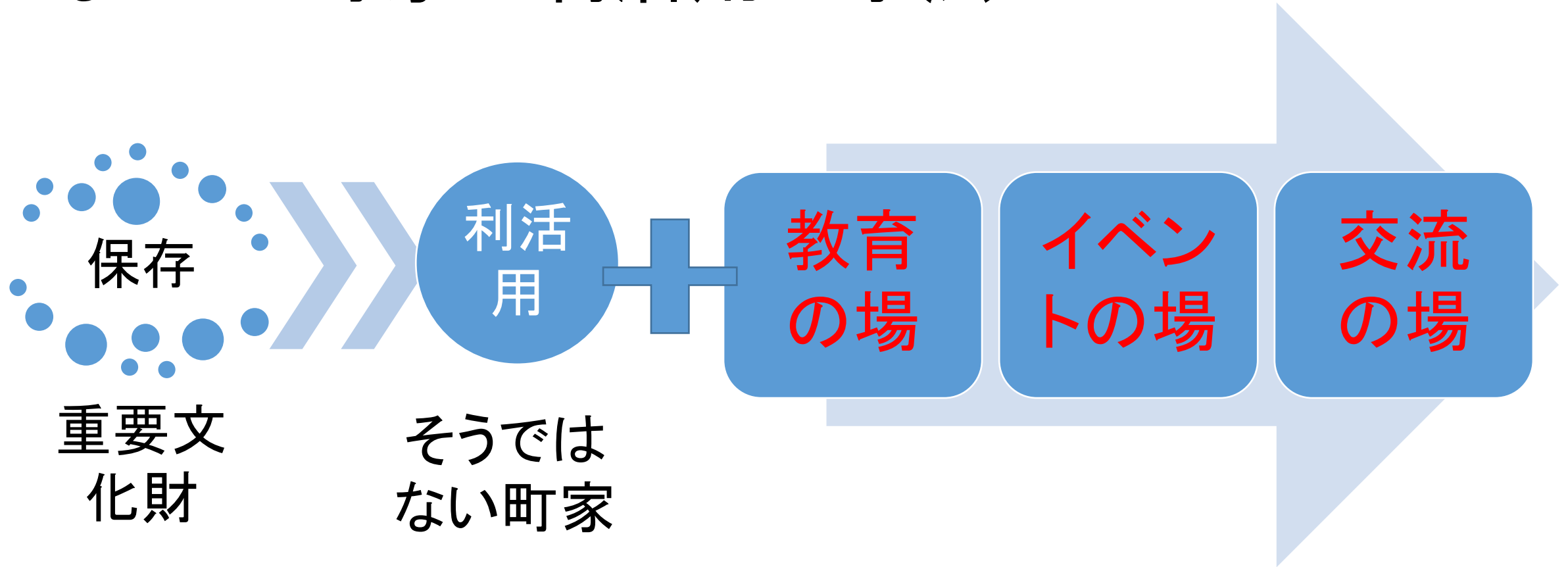
- 町づくりセンター
- 当番Hさん
- 見学の風景
- 地元住民の交流会



居住者同士、居住者と来訪者、来訪者と来訪者といった活動の内容から交流の場の利活用のパターンと利用動向を調査する。

・整備された公共施設と利活用の事例における居住者同士、居住者と来訪者、来訪者同士のための交流の場を創り出す実態を調査する。

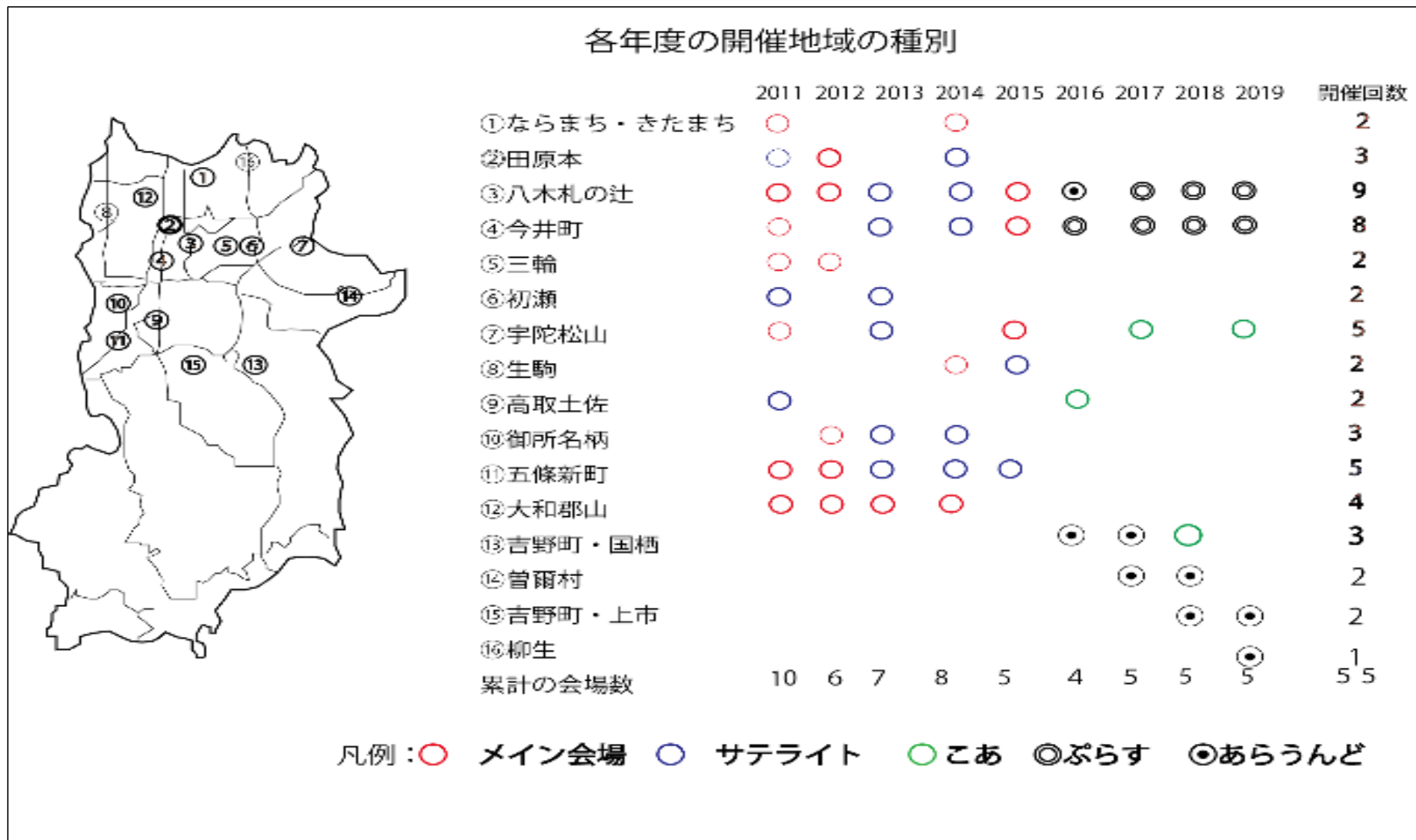
まとめ：町家の利活用の手法



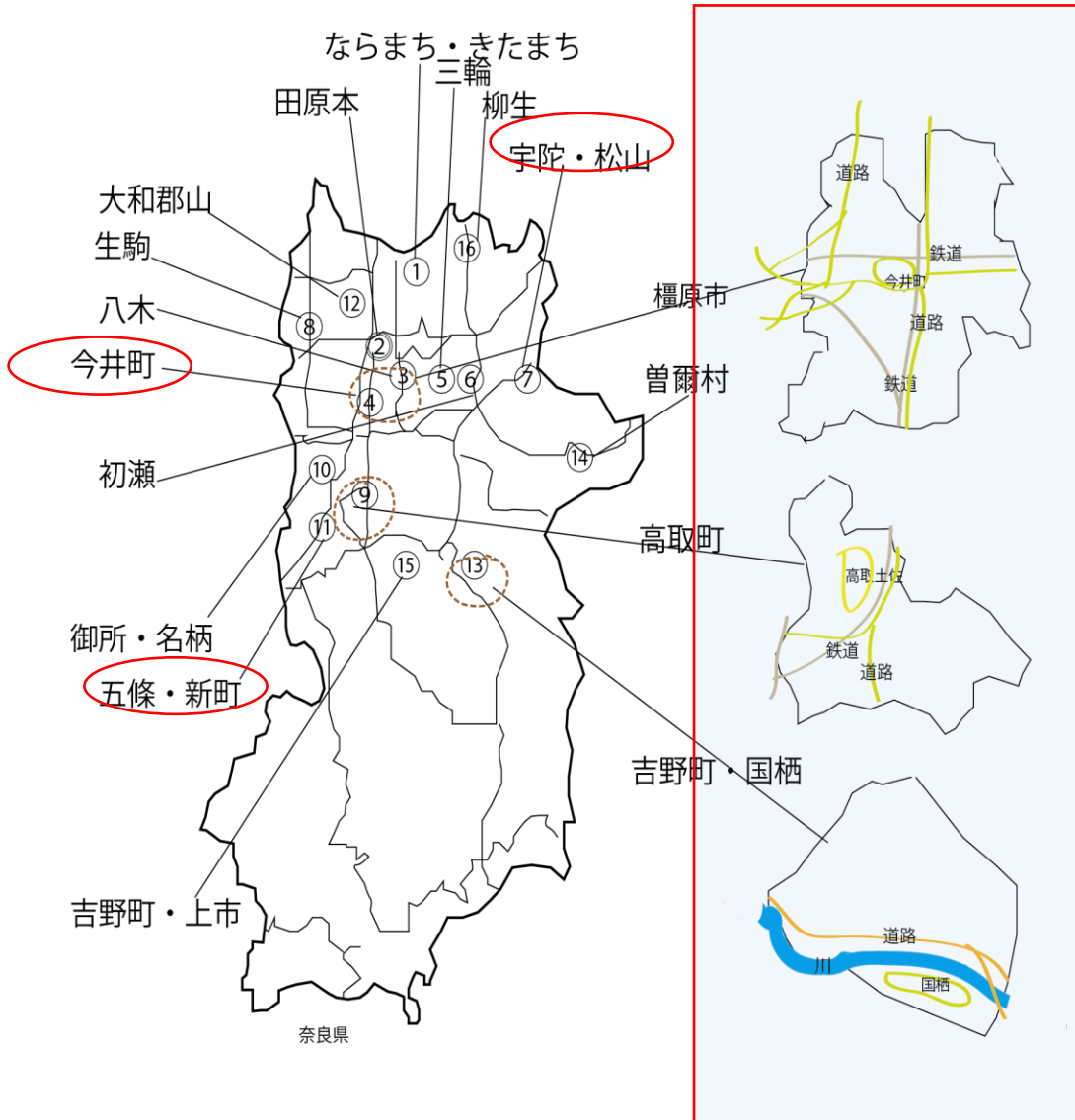
アートイベントによる町家の利活用

- 町家の芸術祭はならあとを事例として、まずは①どのような経緯で開催に至ったのか、どんな地域で行われたのか、などの実態を把握する上で、次に②それによってどのような効果があったか、さらに③アートイベントの主体と地域の特性の違いによって芸術によるまちづくりの持続性に対してどのような影響を与えるか、を調査している。

2011から2019年までの開催実績



町家の芸術祭・はならあとの経緯・取り組み



町家が残されている地域

町家の保存活動と住民団体

空き家率の増加

大和町家バンクネットワーク協議会(2011年)

2000年初期、空家を展示空間として活動しているギャラリー

空き町家の利活用促進、地域とアーティストの融合、まちづくり活動の促進を図るために、2011年より奈良県と実行委員会の共催によって開催し始めたアートイベントである。

どのような空間が使われたか、どのような変化があったか、地域のまちづくりにどのような効果？

| 開催エリア | | 利用した空間 |
|--------|----------|---|
| 重伝建地区 | 今井町 | 地区内の各種施設、 空き町家 住居の一部 |
| | 新町 松山 | |
| 非重伝建地区 | 大和郡山 | 駅前商店会 旧市街地 小学校の校区・旧郵便局 参道 商店街 旧幹線の交差点 空き家 空き家・川辺空地 |
| | 田原本 | |
| | 御所 | |
| | 生駒 | |
| | 桜井三輪 | |
| | 八木札の辻 | |
| | 曾爾村 | |
| | 吉野町国栖 | |

公的空間から私的空間へ

| 利用形態 | 件数 | 割合 |
|---|----|-----|
| 住居 | 9 | 26% |
| イベントスペース | 1 | 3% |
| 模擬店 | 1 | 3% |
| 塾 | 1 | 3% |
| セミナーハウス・ゲストハウス・シェアハウス | 5 | 14% |
| 複合利用 ・カフェ兼模擬店、・本屋兼レンタルスペース ・事務所兼レンタルスペース・カフェ兼ギャラリー ・ギャラリー兼レンタルスペース | 5 | 14% |
| 飲食店 ・カフェ・食事処・カフェ兼軽食 | 6 | 17% |
| 店舗 | 1 | 3% |
| 事務所 | 2 | 6% |
| ギャラリー | 1 | 3% |
| 交流施設 | 2 | 6% |
| ガラス工房 | 1 | 3% |
| 小計 | 35 | |

アートイベントによって空き家の私的空間が活用された。それが地域内外の人々の交流空間を形成することにつながるのではないか。

事例・展示空間はどのように変化しているか・・今井町

| 展示空間 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|---|------|------|-------|-------|------|------|------|------|
| まちづくりセンター、今井庵、旧米谷家、整備事務所、まちや館 (地区内の公共施設) | ○ | 未開催 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 寺、神社の敷地内の関連イベントの開催 | × | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 住居空間の一部 | × | | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 空き町家 | × | | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 企画の変化 | コア | | サテライト | サテライト | コア | コア | プラス | プラス |

地区内の公的空間を展示空間として利活用する以外に、

空き町家の私的空間も公的空間として利用するようになった。

展示空間はどのように変化しているか

事例2 高取土佐・(2016年コア会場)

| NO | 場所 |
|----|------------|
| 1 | 野口家 |
| 2 | 空き家・地域の居間 |
| 3 | 空き家・西川ガレージ |
| 4 | 下土佐公民館別館 |
| 5 | 町の駅 |



事例3 吉野町・国栖(2018年コア会場)



| NO | 場所 |
|----|---------------|
| 1 | 古松家 |
| 2 | 小南家・(元は塾) |
| 3 | |
| 4 | 公民館・インフォメーション |
| 5 | 石材・軒下出店 |
| 6 | 森口・写真展示 |
| 7 | 上森・ガソリンスタンド |



まとめ

1) 地域とアートの融合

空き町家の私的空間をアートの展示空間として利活用
県と地域の住民団体による共同開催

2) 地域に応じた運営と企画

コア会場、プラス会場、アラウンド会場の3パターン

3) アートによる空き町家の私的空間の利活用から地域づくりへ

4) 3事例から運営主体と開催企画の相違

今井町はアートディレクターの企画から地区内の住民団体の企画へ
高取土佐は作家が企画し、地域行事と同時に開催する
吉野町国栖はNPO法人がその企画を行う

中国・西安



保存制度・歴史文化名村

1980年代末、浙江省古村を観光スポットとして推進する企画案を北京大学が提唱した。同時に、楠溪江の民家建築に関する著書を清華大学が同時期に出版した。この提案と民家建築の著書の出版が古村と観光に大きな影響力を与えた。

1990年代湖南岳陽県張谷英村、江西樂安県流坑村、山西臨県西湾村、福建南靖県田螺坑村、**陝西韓城市党家村**、など相次ぎ観光として利用する動きが見られた。国家観光局は村を「重点観光地」として指定し始めた。

他方、2001年、安徽省黔県西遞村、宏村を世界遺産として登録された。北京大学「中国伝統集落の空間意匠に関する研究」に基づき書かれた歴史文化名村の制度の必要性に関する論説は、地域社会に大きな反響をもたらした。こうした動きを受けて、2003年建設部（現在は住宅和城郷建設部と改称した）は、中国の歴史文化名村に関する選定の申請を各省に告示した。

党家村と歴史文化名村

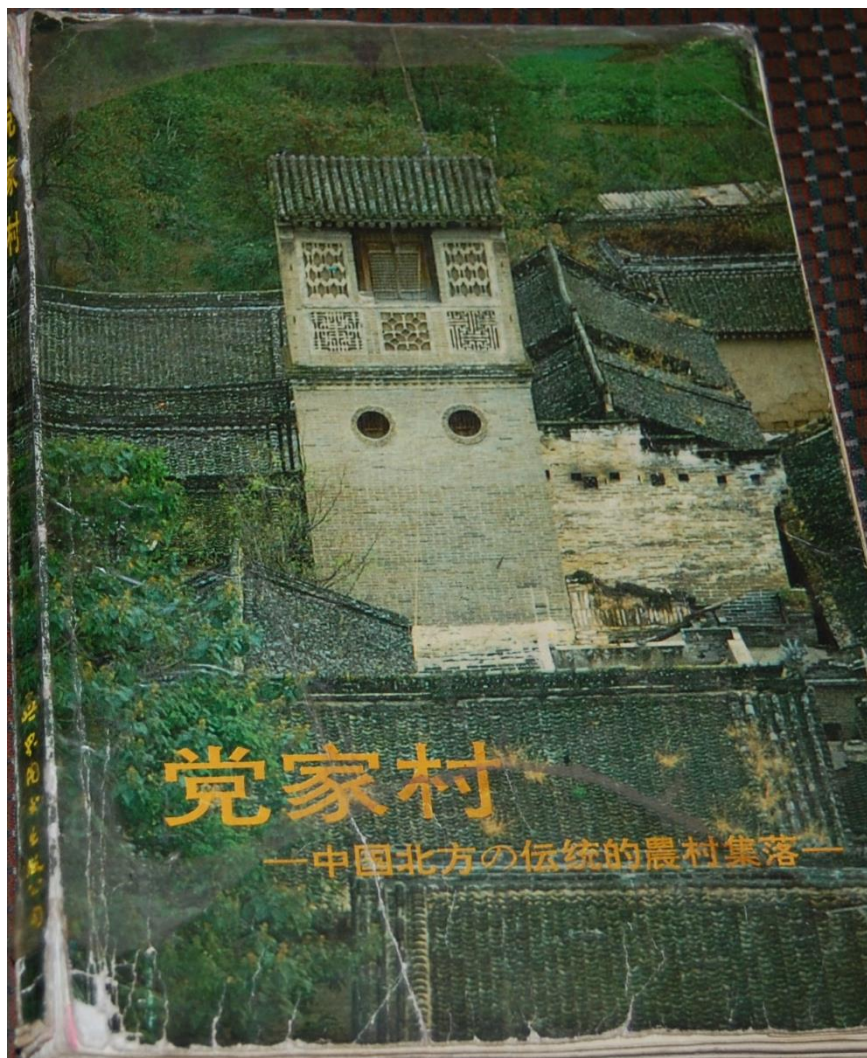
2003年12月の歴史文化名村

- ①北京門頭溝区川底下村
- ②山西臨県西湾村
- ③浙江武義県俞源村
- ④浙江武義県郭洞村
- ⑤安徽省黔県西遞村
- ⑥安徽省黔県宏村



- ⑦江西省樂安県流坑村
- ⑧福建省南靖県田螺坑村
- ⑨湖南省岳陽県張谷英村
- ⑩広東省佛山市大旗頭村
- ⑪広東省深圳市鵬城村
- ⑫**陝西省韓城市党家村**

先行研究・日中共同調査・再発見



1987年調査開始

1991年調査成果発表

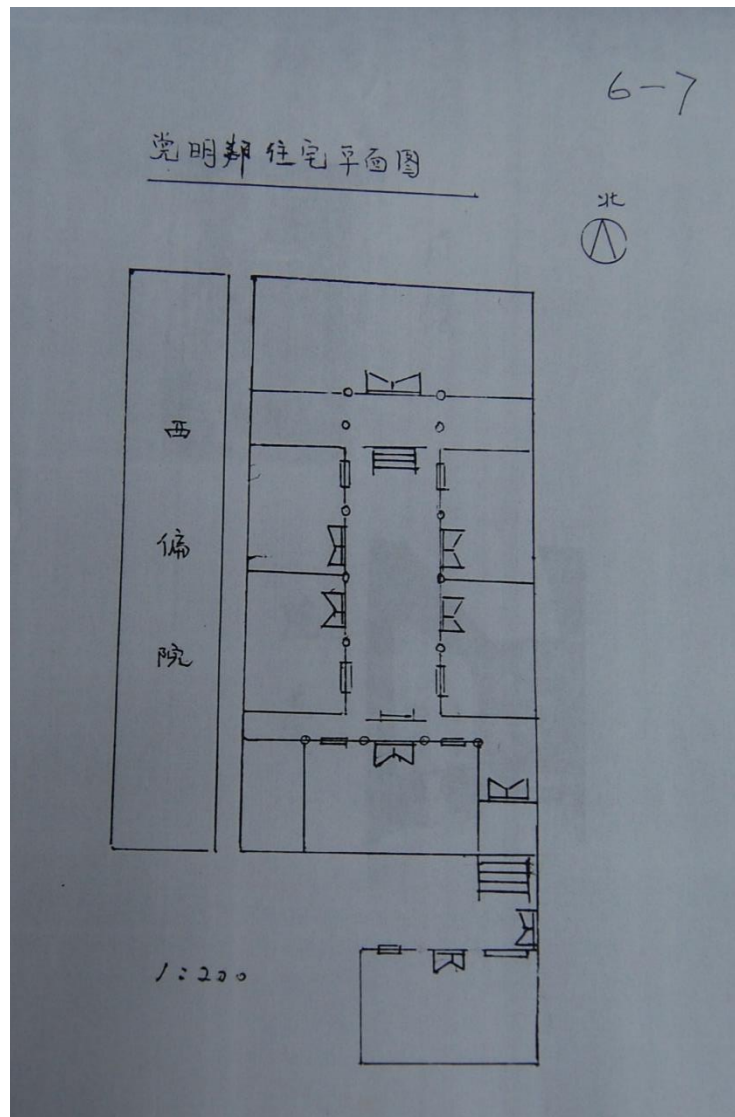
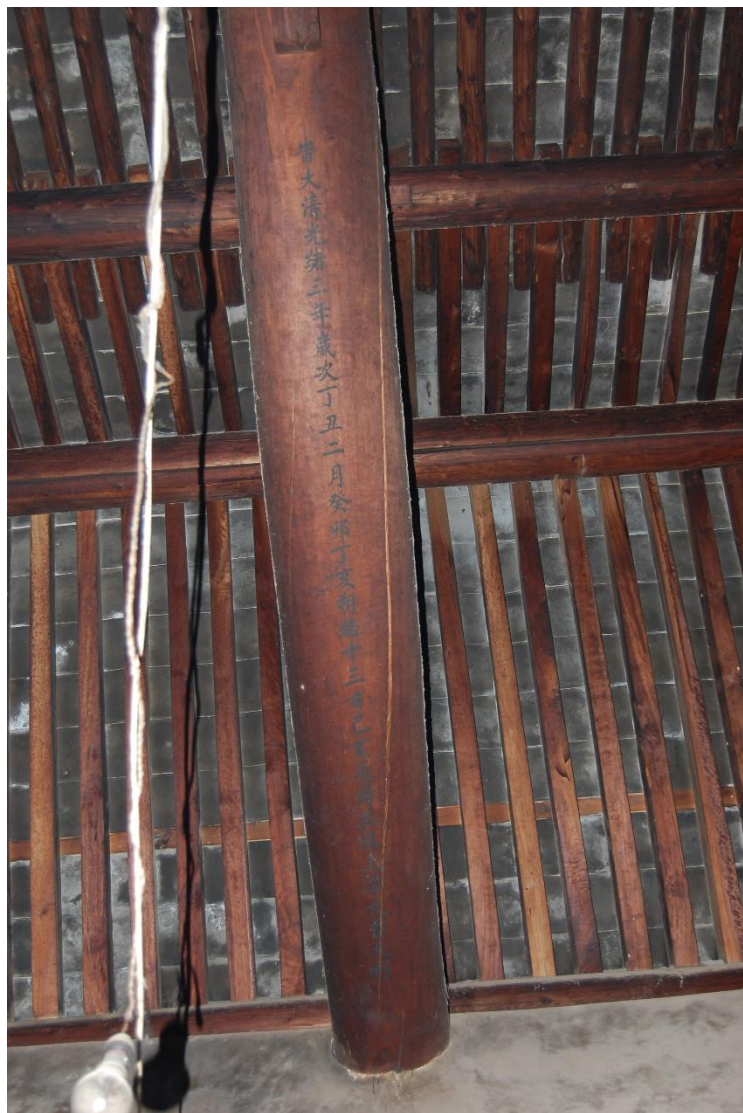
九州大学・青木正夫教授

西安冶金建築学院(現在西安建築科技大学)・劉宝仲教授

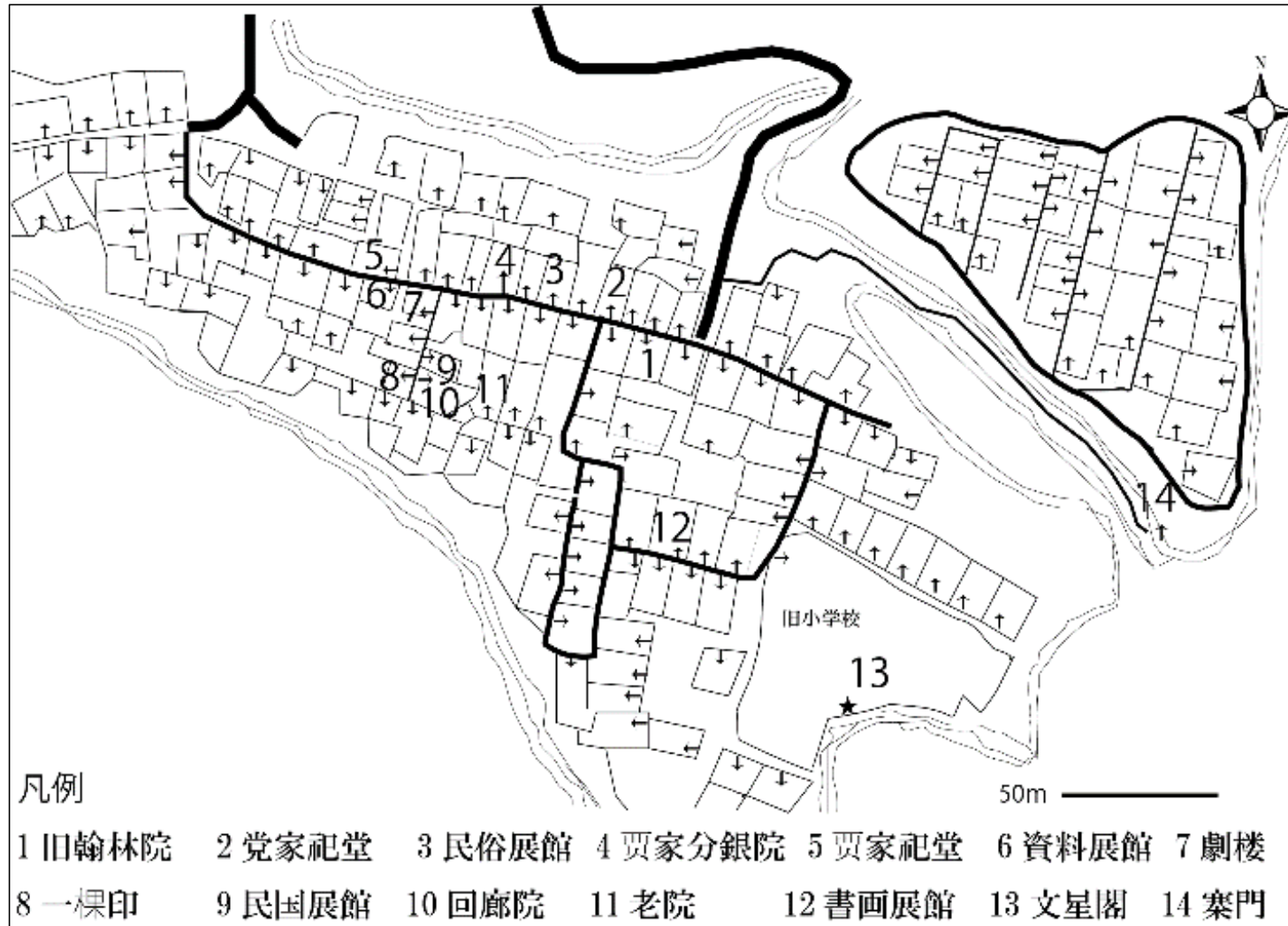


日本工業大学本田昭四教授
記念広場の建設(1992)

123軒の四合院



四合院の分布



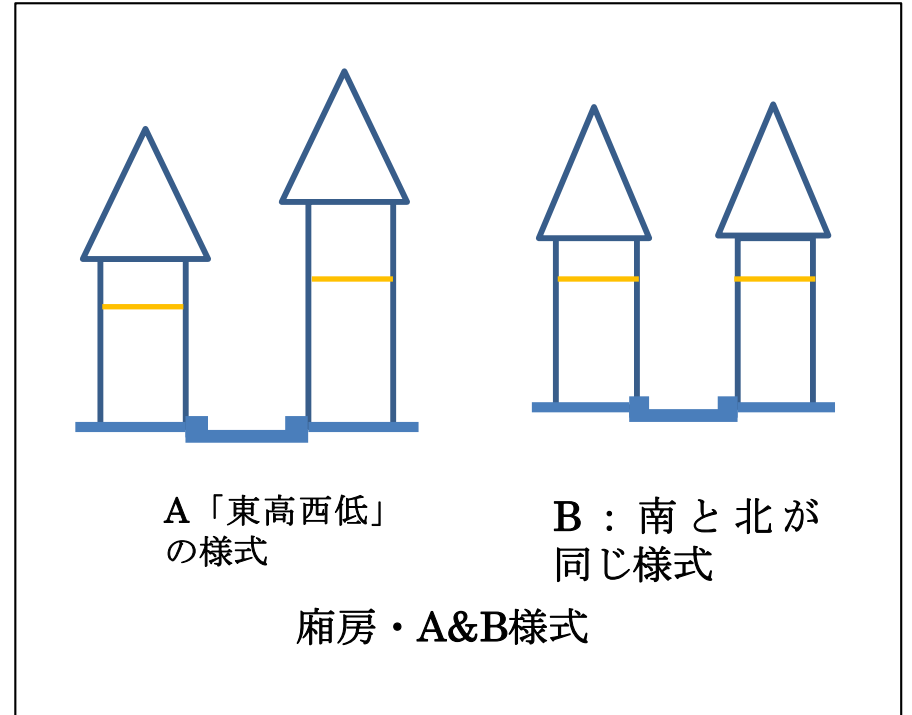
調査概要

◆調査日：2011年～2013

| 調査項目 | 調査内容 |
|------------|------------|
| 家族構成 | 大家族・小家族 |
| 四合院の形式 | 一進式、二進式など |
| 四合院内部の利用区分 | 寝室・リビング |
| 四合院の利用形態 | 住宅・非住宅・空き家 |
| 保存地区における変化 | 改築&増築 |
| 集落の変化 | 人口&産業 |
| その他 | 保全政策&制度 |



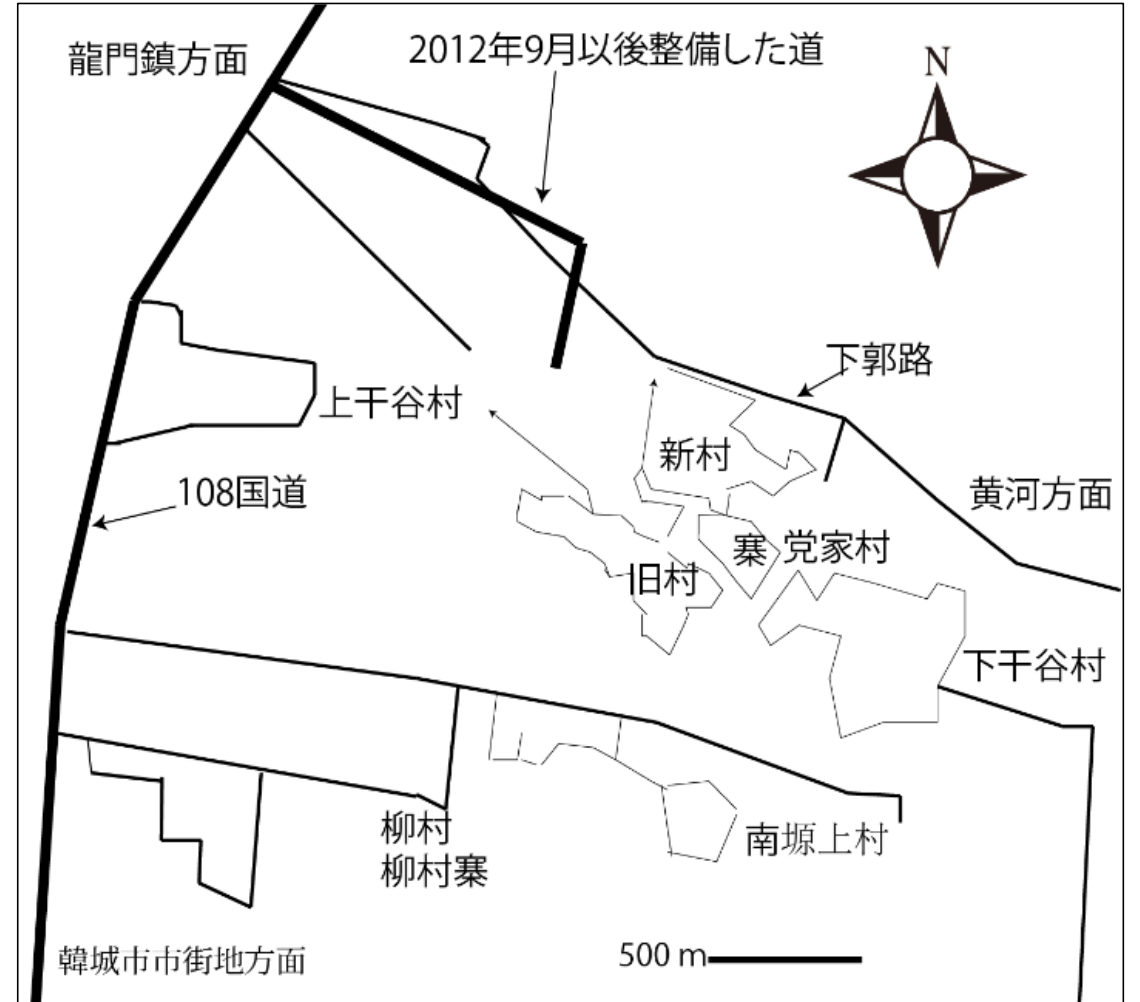
廂房の空間構成



上層は物置とする空間、下層は居住とする空間に設計されていた。

村の概要

| 年代 | 内 容 |
|-------|--|
| 1331年 | 党氏が陝西省朝邑県から東陽湾を避難先として選定し、谷の北側に掘った窑洞に住み、荒山を開墾し、農業を始めた |
| 1364年 | 村の名前を党家河と称し、その後党家村に改称し、現在に至る |
| 1368年 | 賈氏が山西省から商売を行うため韓城に住み始めた |
| 1495年 | 賈氏の五代目と党氏との婚姻関係が結ばれた |
| 1525年 | 婚姻した賈氏と党氏の子が党家村に移住してきた、居住は?洞から家屋に変化した |
| 1750年 | 賈氏が河南省で商売をし始めた |
| 1758年 | 賈氏と党氏が共同で「合興発」という商号を造り、日用雑貨を中心とした売買を始めた |
| 1851年 | 戦乱を避けるため村の東源に土地を買い取り、泌陽堡を築いた。 |
| 1858年 | 韓城において「合興発」が一番繁盛されてきた |
| 1861年 | 村の構成・四合院住宅が形成され、現在に至る |

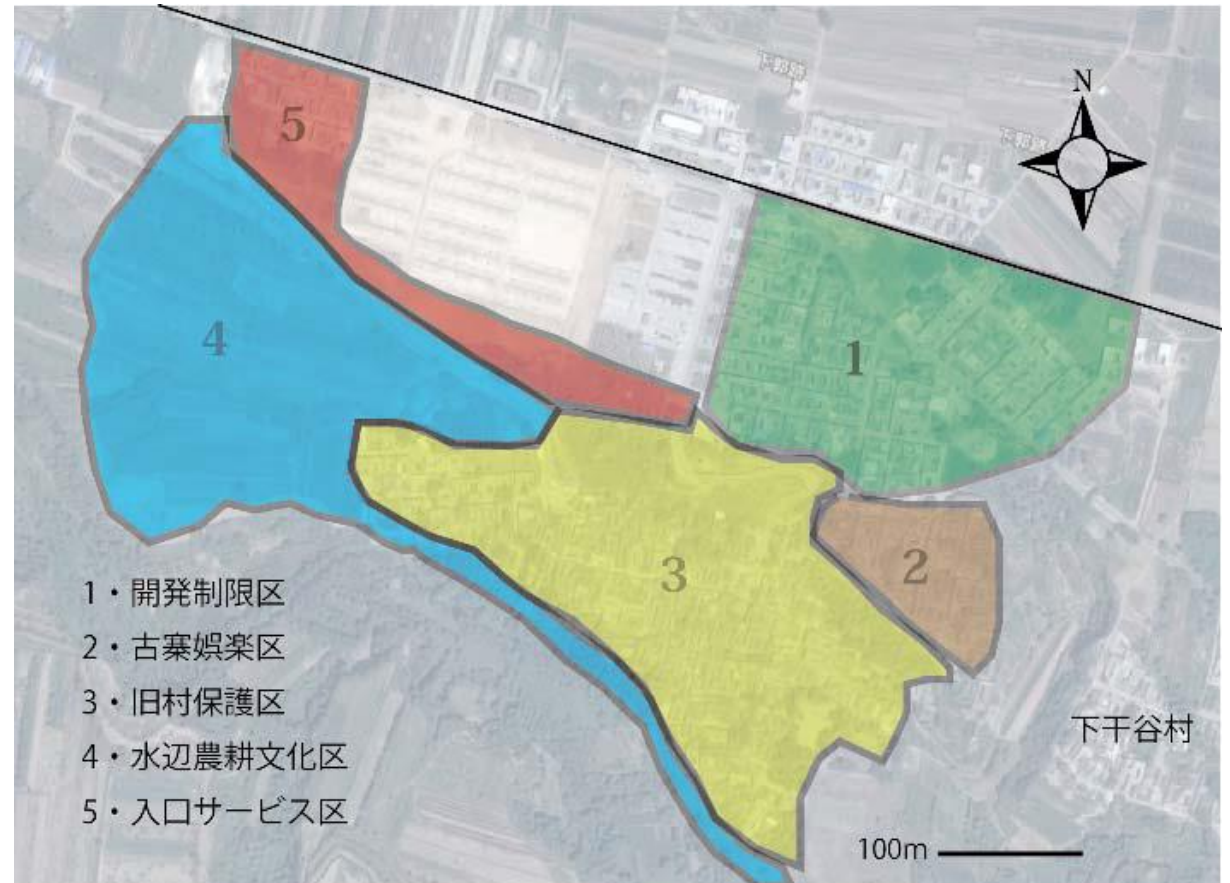


観光利用の変遷

| 年代 | 内 容 |
|-------|---|
| 1990年 | 日中連合民居調査団が四合院住宅を調査し始めた |
| 1993年 | 韓城党家村が重点観光地に指定された |
| 2000年 | 保存地区に指定され、観光のルートが指定された |
| 2002年 | 韓城党家村が中国歴史文化名村に指定された |
| 2006年 | 第1次四合院住宅の保全修理工程は陝西省古建築設計研究所が実施された |
| 2009年 | 四合院住宅の修復案は国家文物局が許可された |
| 2011年 | 村民委員会が四合院住宅を保全するため観光資源として利用する権利委譲の募集を公示した |

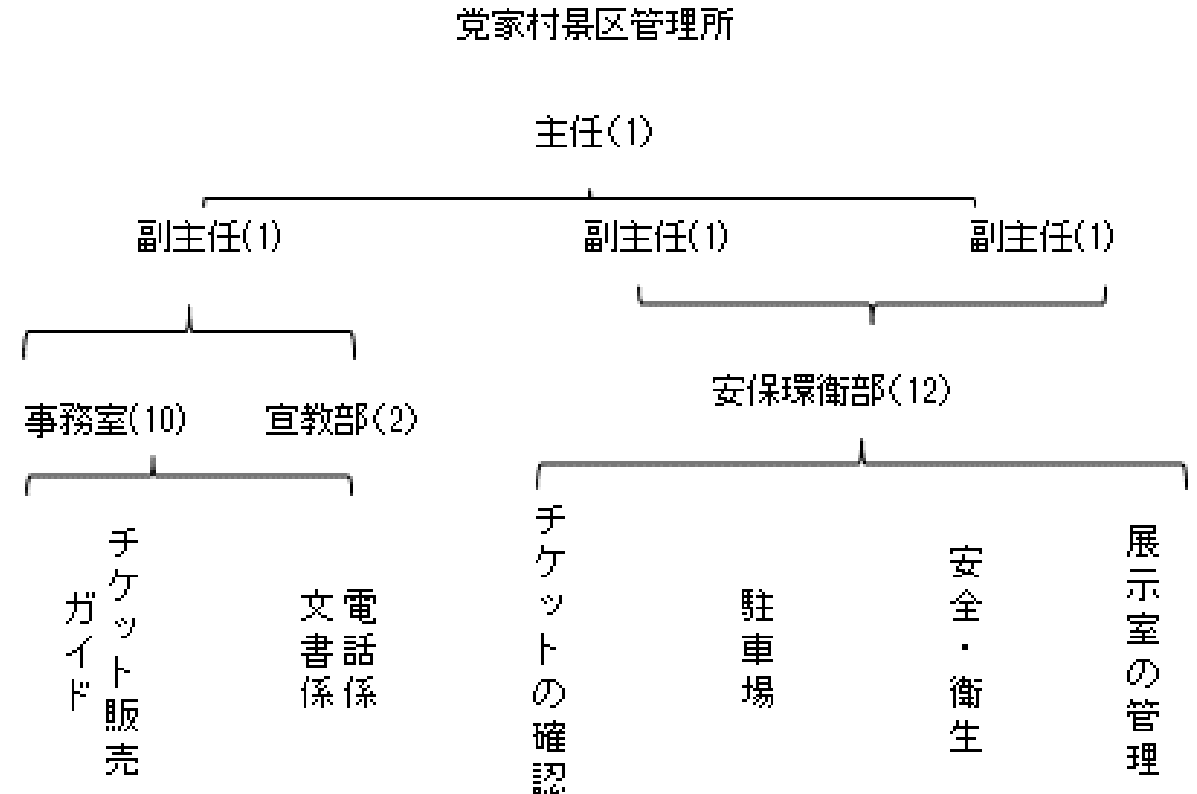
観光利用

1990年代、観光利用を始めた党家村は、旧村を保護し、新村を形成する案が採用され、旧村の入口付近の農地を宅地に転用した。2012年9月以降党家村の観光利用は、旧村を保護する同時に周辺を開発する施策が行われ始めた。同時に、党家村の観光利用をめぐる推進体制の転換と旧村の居住空間の縮小及び新村への移住を加速していることがわかった。



観光利用における管理体制の変化

1990年代初期から2012年8月までの観光利用の推進体制は、**党家村村民委員会**が担っていた。しかし、村の観光利用における増加しつつある観光客への対応、個人による四合院の維持管理における限界があること、などの現状に対して、今後はどのような体制で村の観光を推進していくかという村民に向けた意識調査が行われた。その調査結果に基づき、2012年9月より景区管理制度が導入された。



その後の変化

- ・ イベントの導入
- ・ 研修先として教育基地



まとめ

- 居住を中心とした機能を維持し、宿泊施設とするビジネス式の利用が見られた
- 現在の居住者の多くが高齢者であり、彼らの子供は今後引継いで住まない傾向が見られた。
- 観光利用の管理体制の変化がみられた。

今後の課題

- 他地域のフィールド調査と利活用の実践からその手法を検証する。
 - 空き家の利活用
 - 地域施設を交流の場としての利活用
 - イベントの場
 - 教育の場

ご清聴ありがとうございました。